

[事業者向け] 雇用確保の主な支援策 (国の助成金)

	支援策や制度の名称・対象等	問い合わせ先
雇用の維持	<p>雇用調整助成金 特例措置の経過措置はR5.3月末まで</p> <p>【対象】 ・雇用調整（休業など）を実施する事業主</p> <p>【内容】 ・休業手当などの一部を助成（最大9/10） ※事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も対象</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日 8:30~17:15</p> <p>【国】助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00 ※土日・祝日含む</p>
	<p>小学校休業等対応助成金 対象期間はR5.3月末まで</p> <p>【対象】 ・コロナで臨時休業した小学校などに通う子ども等の世話を、保護者として行う必要がある労働者に、有給休暇を取得させた事業主</p> <p>【内容】 ・有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額（最大10/10）</p>	<p>【国】助成金・支援金コールセンター 0120-876-187 9:00~21:00 ※土日・祝日含む</p>
	<p>産業雇用安定助成金</p> <p>【対象】 ・在籍出向により労働者を送り出す事業主、及び当該労働者を受け入れる事業主</p> <p>【内容】 ・出向中に要する経費（賃金など）の一部を助成（最大9/10）</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日 8:30~17:15</p> <p>【国】助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00 ※土日・祝日含む</p>
離職する労働者の再就職支援	<p>労働移動支援助成金 (再就職支援コース、早期雇入れ支援コース)</p> <p>【対象】 ・離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を、民間の職業紹介事業者等に委託するなどし、再就職を実現した事業主 ・再就職援助計画等の対象となった労働者を、早期に雇い入れた事業主 など</p> <p>【内容】 ・賃金、再就職支援に関する経費の一部を助成</p>	<p>【国】福岡助成金センター 092-411-4701 平日 8:30~17:15</p>
新たな雇入れ等	<p>トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) ※</p> <p>【対象】 ・職業経験、技能、知識の不足等から安定的な雇用が困難な求職者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れ、適性などを見極めるため短期間（原則3ヶ月）のトライアル雇用を実施する事業主</p> <p>【内容】 ・トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円（最大3ヶ月） ※他に「障害者」「新型コロナウイルス感染症対応」などのコースがあります</p>	<p>【国】福岡助成金センター 092-411-4701 平日 8:30~17:15</p>
	<p>中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース、生涯現役起業支援コース、UIJターンコース)</p> <p>【対象】 ・中途採用者の雇用を拡大した事業主 ・起業による中高年齢者の雇用を拡大した事業主 ・東京圏から地方への移住者の雇い入れた事業主</p> <p>【内容】 ・中途採用枠の拡大に対する助成や、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成</p>	

※上記の支援策や制度は一例です。このほかにも、国が様々に雇用関係の助成金制度を設けています。

詳しい要件も含めて、国（厚生労働省）のホームページなどで、最新の情報をご確認ください

～これらの支援策をご活用いただき、雇用の維持・確保に努めていただきますようお願いいたします～ R4.12.1

【働く人向け】 主な支援策 (国の給付金、職業訓練など)

	支援策や制度の名称・概要	問い合わせ先
給付金 (もうえる)	<p>新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金</p> <p>対象期間はR5.3月末まで</p> <p>コロナの影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金 (休業手当) を受けることができなかった労働者に支給 ※支援金額…休業前の1日当たり平均賃金×60%× (各月の休業期間 - 就労日等) ※1日当たり上限額あり</p>	<p>【国】 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15</p>
	<p>小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)</p> <p>対象期間はR5.3月末まで</p> <p>小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支給 ※仕事ができなかった日、1日あたり定額で支給</p>	<p>【国】 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-876-187 (受付時間: 9:00～21:00) ※土日・祝日含む</p>
	<p>早期再就職した際の雇用保険の「再就職手当」</p> <p>雇用保険の基本手当の受給資格がある方が、安定した職業に早期に就き、一定の要件に該当する場合に支給 ※支給金額…基本手当日額×支給残日数×支給率 (60%又は70%)</p>	<p>【国】 ハローワーク (公共職業安定所) 福岡中央 092-712-8609 福岡東 092-672-8609 福岡南 092-513-8609 福岡西 092-881-8609 月～金 (休祝日・年未年始を除く) 8:30～17:15</p>
職業訓練 (まなぶ)	<p>雇用保険を受給している方向け 公共職業訓練 (離職者訓練)</p> <p>主に雇用保険を受給している求職者の方が、就職に必要な職業スキルや知識を習得するために、国が訓練を無料で実施 (テキスト代等は自己負担) ※ハローワークの指示を受けて公共訓練を受ける場合、訓練期間中、雇用保険の基本手当を受給できます ※ハローワークへの求職申込みや面接などの手続きが必要</p>	<p>【国】 ハローワーク (公共職業安定所) 福岡中央 092-712-8609 福岡東 092-672-8609 福岡南 092-513-8609 福岡西 092-881-8609 月～金 (休祝日・年未年始を除く) 8:30～17:15</p>
	<p>雇用保険を受給できない方向け 求職者支援制度 (求職者支援法に基づく認定職業訓練)</p> <p>雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が訓練を無料で実施 (テキスト代等は自己負担) ※一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」が支給されます ※ハローワークへの求職申込みや面接などの手続きが必要</p>	

※上記の支援策や制度は一例です。このほかにも、働く人の支援に関し、国などが様々な支援策や制度を設けています。詳しい要件を含め、国 (厚生労働省) のホームページなどで、最新の情報をご確認ください。